

台風12号による災害で被害を受けている中小企業の方へ 融資制度のご案内

資金名

台風12号災害復旧対策資金

実施期間

平成24年3月31日の融資実行まで

融資対象者

次のいずれかに該当する中小企業者。

- 1 平成23年台風12号災害により、奈良県が災害救助法を適用した市町村（注1）において事業用資産に被害を受けた者。
- 2 平成23年台風12号災害により、奈良県が災害救助法を適用した市町村（注1）に事業所を有し、災害に起因して、最近3か月間の売上高等が前年同期比10%以上減少している（減少することが見込まれる）者。

資金用途

対象者1 設備資金及び運転資金
対象者2 運転資金

融資限度額

設備資金 8,000万円
運転資金 8,000万円

融資利率

1%（注2）（固定金利）

融資期間

10年以内（うち据置1年以内）

担保及び保証人

奈良県信用保証協会の保証が必要
法人代表者以外の連帯保証人は原則不要
必要に応じて担保を求められます

保証料率

0.6%以内（注3）

申し込み

商工中金奈良支店 南都銀行 りそな銀行 大和信用金庫
奈良中央信用金庫 奈良信用金庫 近畿産業信用組合
新宮信用金庫十津川支店（H23.10.13以降、取扱金融機関追加予定）

問い合わせ

奈良県庁 地域産業課 1 0742-27-8807

（注1） 災害救助法の適用市町村とは、五條市、宇陀郡御杖村、吉野郡吉野町・下市町・黒滝村・天川村・野迫川村・十津川村・川上村・東吉野村です。

（注2） 融資利率は、H23.10.13現在のものであり、金融情勢によって変動することがあります。

（注3） 保証料率は、中小企業者の経営状況により、0.45%・0.56%・0.6%のいずれかとなります。

H23.10.13以降、十津川村に事業所を有する中小企業者で、「災害関係保証」を利用する場合は、一律0.5%となります。

融資や保証の決定については、金融機関や保証協会の審査により、ご希望に添えない場合もございます。
また、審査に時間を要する場合がありますので、お早めにご相談ください。